

## 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法

平成18年3月29日経済産業省告示第66号(制定)

平成21年3月31日経済産業省告示第67号(一部)

平成25年12月27日経済産業省告示第269号(一部)

平成28年3月28日経済産業省告示第64号(一部)

平成31年3月29日経済産業省告示第68号(一部)

令和4年3月31日経済産業省告示第84号(一部)

- 1 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量(以下「エネルギー使用量」という。)は、次に掲げる方法により算定した量を合算した量とする。
  - (1) 貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、エネルギーの使用量を算定し、当該貨物ごとに算定したエネルギー使用量を合算する方法(以下「燃料法」という。)
  - (2) 貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、当該貨物を輸送させる距離(以下「輸送距離」という。)を当該貨物を輸送した貨物自動車等の燃費で除して得られるエネルギー使用量を算定し、当該貨物ごとに算定したエネルギー使用量を合算する方法(以下「燃費法」という。)
  - (3) 貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、当該貨物の重量に当該貨物の輸送距離を乗じて得られる量(以下「貨物輸送量」という。)とエネルギーの使用量との関係を示す数式として適切と認められるものを用いてエネルギー使用量を算定し、当該貨物ごとに算定したエネルギー使用量を合算する方法(以下「トンキロ法」という。)
- 2 1(1)から(3)において、貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに算定したエネルギーの使用量を合算する際に行う、エネルギーの種類ごとの固有単位別のエネルギー使用量の発熱量への換算は、別表第1の左欄に掲げるエネルギーごとに、同欄に掲げる数量をそれぞれ同表の右欄に掲げる発熱量として換算することとする。ただし、別表第1の左欄に掲げるエネルギー以外のエネルギーにあつては、実測その他適切と認められる方法により得られる当該エネルギーの一固有単位当たりの発熱量を用いて換算することとする。
- 3 燃費法において、貨物自動車等の燃費は、次に掲げるものとする。
  - (1) 別表第2に掲げる輸送の区分ごとの数値
  - (2) 貨物自動車等の燃費を実測その他適切と認められる方法により求めることができる場合は、当該実測等に基づく貨物自動車等の燃費
- 4 トンキロ法において、貨物輸送量とエネルギーの使用量との関係を示す数式として適切と認められるものは、貨物輸送量に次に掲げる貨物輸送量当たりの燃料使用量を乗じるものをいう。

(1) 貨物自動車で貨物を輸送する場合であって、かつ、貨物輸送事業者に輸送させる貨物の重量を貨物自動車の最大積載量で除して得た率(以下「積載率」という。)を把握している場合には、次に掲げる数式に基づいて算出される貨物輸送量当たりの燃料使用量

① 揮発油を燃料とする貨物自動車であって、その燃費が貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成27年経済産業省・国土交通省告示第1号。以下「燃費判断基準等」という。)1-1-1(5)の基準エネルギー消費効率(以下「基準」という。)を上回っているものにあつては次の式

$$x=6.96/(y/100)^{0.927}/z^{0.612}$$

② 揮発油を燃料とする貨物自動車であって、その燃費が①における基準を下回っており、かつ、燃費判断基準等1-1-1(2)の基準を上回っているものにあつては次の式

$$x=6.23/(y/100)^{0.927}/z^{0.565}$$

③ 揮発油を燃料とする貨物自動車であって、燃費を把握できないもの又はその燃費が②における基準を下回っているものにあつては次の式

$$x=14.4/(y/100)^{0.927}/z^{0.648}$$

④ 軽油を燃料とする貨物自動車であって、その燃費が燃費判断基準等1-1-1(6)又は(7)の基準を上回っているものにあつては次の式

$$x=8.83/(y/100)^{0.812}/z^{0.623}$$

⑤ 軽油を燃料とする貨物自動車であって、その燃費が燃費判断基準等1-1-1(5)の基準を上回っているものにあつては次の式

$$x=10.8/(y/100)^{0.812}/z^{0.654}$$

⑥ 軽油を燃料とする貨物自動車であって、その燃費が④又は⑤における基準を下回っており、かつ、燃費判断基準等1-1-1(2)、(3)又は(4)の基準を上回っているものにあつては次の式

$$x=14.0/(y/100)^{0.812}/z^{0.658}$$

⑦ 軽油を燃料とする貨物自動車であって、燃費を把握できないもの又はその燃費が⑥における基準を下回っているものにあつては次の式

$$x=15.0/(y/100)^{0.812}/z^{0.654}$$

これらの式において、x、y及びzは、それぞれ次の数値を表すものとする。

x：貨物輸送量当たりの燃料使用量(単位 リットル/トンキロ)

y：積載率(単位 %)

z：貨物自動車の最大積載量(単位 kg)

(2) 貨物自動車で貨物を輸送する場合であって、かつ、積載率を把握していない場合には、別表第3に掲げる輸送の区分ごとの貨物輸送量当たりの燃料使用量

- (3) 鉄道、船舶又は航空機で貨物を輸送する場合には、別表第4に掲げる輸送の区分ごとの貨物輸送量当たりの燃料の発熱量
- (4) 貨物輸送量当たりの燃料使用量を実測その他適切と認められる方法により求めることができる場合は、当該実測等に基づく貨物輸送量当たりの燃料使用量

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

改正文（平成21年3月31日経済産業省告示第67号）抄  
平成二十二年四月一日から適用する。

附 則（平成25年12月27日経済産業省告示第269号）抄  
この告示は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

附 則（平成28年3月28日経済産業省告示第64号）抄  
この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成31年3月29日経済産業省告示第68号）抄  
この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和4年3月31日経済産業省告示第84号）  
（施行期日）

1 この告示は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法を定めた件は、令和4年度以降のエネルギーの年度の使用量の算定について適用し、令和3年度のエネルギーの年度の使用量の算定については、なお従前の例による。

## 別表第 1

揮発油 1kl	34.6GJ
ジェット燃料油 1kl	36.7GJ
軽油 1kl	37.7GJ
重油	
イ A 重油 1kl	39.1GJ
ロ B・C 重油 1kl	41.9GJ
液化石油ガス(LPG) 1 トン	50.8GJ
電気	
イ 昼間の電気 千 kWh	9.97GJ
ロ 夜間の電気 千 kWh	9.28GJ
ハ 一般送配電事業者(電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。)が維持し、及び運用する電線路を介して供給された電気以外の電気 千 kWh	9.76GJ

備考 この表において「昼間」とは、午前八時から午後十時までをいい、「夜間」とは、午後十時から翌日の午前八時までをいう。

別表第2

輸送の区分			燃費 (km/リットル)				
	使用する燃料	最大積載量	燃費判断基準等 1 1	燃費判断基準等 1 1	燃費判断基準等 1 1	その他のもの	
			- 1 (6) 又は (7) の基準を上回っているもの	- 1 (5) の基準を上回っているもの	- 1 (2)、 (3) 又は (4) の基準を上回っているもの		
事業用貨物自動車	揮発油	500kg 未満	/	15.9	13.5	9.48	
		500kg 以上 1,500kg 未満		10.5	8.49	6.51	
		1,500kg 以上		8.79	6.96	5.53	
	軽油	1,000kg 未満		12.9	10.2	9.31	
		1,000kg 以上 2,000kg 未満		8.50	8.50	6.93	6.28
		2,000kg 以上 4,000kg 未満		6.33	/	5.28	4.78
		4,000kg 以上 6,000kg 未満		5.13		4.36	3.93
		6,000kg 以上 8,000kg 未満		4.55		3.91	3.52
		8,000kg 以上 10,000kg 未満		3.88		3.37	3.03
		10,000kg 以上 12,000kg 未満		3.65		3.19	2.86
		12,000kg 以上 17,000kg 未満		3.35		2.96	2.66
		17,000kg 以上		2.97		2.65	2.38

自家用貨物自動車	揮発油	500kg 未満		16.9	14.4	10.1	
		500kg 以上 1,500kg 未満		11.1	8.98	6.89	
		1,500kg 以上		9.01	7.14	5.67	
	軽油	1,000kg 未満		14.9	11.8	10.7	
		1,000kg 以上 2,000kg 未満		9.48	9.48	7.72	7.00
		2,000kg 以上 4,000kg 未満		6.71		5.60	5.06
		4,000kg 以上 6,000kg 未満		5.45		4.63	4.18
		6,000kg 以上 8,000kg 未満		4.73		4.07	3.67
		8,000kg 以上 10,000kg 未満		4.08		3.54	3.18
		10,000kg 以上 12,000kg 未満		3.78		3.30	2.97
		12,000kg 以上 17,000kg 未満		3.52		3.11	2.79
		17,000kg 以上		2.99		2.67	2.40

備考 この表において「事業用貨物事業者」とは、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第十条に規定する「事業用貨物事業者」をいい、「自家用貨物自動車」とは、同条に規定する「自家用貨物自動車」をいう。

別表第3

輸送の区分			貨物輸送量当たりの燃料使用量（リットル/トンキロ）					
	使用する燃料	最大積載量	燃費判断基準等1	燃費判断基準等1	燃費判断基準等1	その他のもの		
			1	1	1			
事業用貨物自動車	揮発油	500kg 未満	-1 (6) 又は (7) の基準を上回っているもの	-1 (5) の基準を上回っているもの	-1 (2)、 (3) 又は (4) の基準を上回っているもの			
		500kg 以上 1,500kg 未満			0.725	0.854	1.21	
		1,500kg 以上			0.381	0.472	0.615	
	軽油	1,000kg 未満			0.250	0.315	0.397	
		1,000kg 以上 2,000kg 未満			0.714	0.903	0.992	
		2,000kg 以上 4,000kg 未満			0.286	0.286	0.351	0.387
		4,000kg 以上 6,000kg 未満			0.145	0.173	0.192	
		6,000kg 以上 8,000kg 未満			0.0961		0.125	
		8,000kg 以上 10,000kg 未満			0.0779		0.101	
		10,000kg 以上 12,000kg 未満			0.0525		0.0672	
		12,000kg 以上 17,000kg 未満			0.0463		0.0589	
		17,000kg 以上			0.0390		0.0492	
					0.0314		0.0352	0.0392

自家用貨物自動車	揮発油	500kg 未満	/	1.63	1.92	2.73	
		500kg 以上 1,500kg 未満		0.858	1.06	1.38	
		1,500kg 以上		0.460	0.580	0.731	
	軽油	1,000kg 未満		1.20	1.52	1.67	
		1,000kg 以上 2,000kg 未満		0.602	0.602	0.738	0.815
		2,000kg 以上 4,000kg 未満		0.199	/	0.238	0.263
		4,000kg 以上 6,000kg 未満		0.120		0.141	0.156
		6,000kg 以上 8,000kg 未満		0.0944		0.110	0.122
		8,000kg 以上 10,000kg 未満		0.0639		0.0737	0.0819
		10,000kg 以上 12,000kg 未満		0.0564		0.0646	0.0718
		12,000kg 以上 17,000kg 未満		0.0475		0.0538	0.0599
		17,000kg 以上		0.0383		0.0429	0.0478

備考 この表において「事業用貨物事業者」とは、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第十条に規定する「事業用貨物事業者」をいい、「自家用貨物自動車」とは、同条に規定する「自家用貨物自動車」をいう。

別表第4

輸送の区分	貨物輸送量当たりの燃料の発熱量 (MJ / トンキロ)
鉄道	0.491
1990年から2010年間に建造された船舶の船種毎の平均的な燃費と比べて20%以上の燃費の向上が認められる船舶	0.442
1990年から2010年間に建造された船舶の船種毎の平均的な燃費と比べて15%以上20%未満の燃費の向上が認められる船舶	0.470
1990年から2010年間に建造された船舶の船種毎の平均的な燃費と比べて10%以上15%未満の燃費の向上が認められる船舶	0.498
1990年から2010年間に建造された船舶の船種毎の平均的な燃費と比べて5%以上10%未満の燃費の向上が認められる船舶	0.525
1990年から2010年間に建造された船舶の船種毎の平均的な燃費と比べて0%以上5%未満の燃費の向上が認められる船舶	0.539
その他の船舶	0.553
航空機	22.2